誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ．共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外